

○財務省告示第三百十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年九月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

平成二十五年十月九日

一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第四百四十六回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運用に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二十四条第一項並びに特別
會計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

十九	十八	十七	十六	十五		十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	後の利子
平成二十五年九月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成四十五年九月二十日	る利子を支払う。	日を支払期とし、各支払期にお
						毎年三月二十日及び九月二十